

【浪江町】

端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数（名）	72	86	99	105	112
② 予備機を含む 整備上限台数（台）	83	99			
③ 整備台数 （予備機除く）（台）	0	86			
④ ③のうち 基金事業によるもの（台）	0	86			
⑤ 累積更新率（％）	0.0%	100.0%			
⑥ 予備機整備台数（台）	0	13			
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの（台）	0	13			
⑧ 予備機整備率（％）	0.0%	15.1%			

（端末の整備・更新計画の考え方）

令和2年度から現在まで町内小中学校へ整備した児童生徒用iPadについて、令和7年度に児童生徒用及び予備機のchromebookを整備する。
令和8年度以降においても、追加となる児童生徒用及び予備機を整備する。

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）

使用可能である端末は教職員の業務端末、学習支援員等の業務端末としての活用など、学校等の要望を確認しながら再使用を図る。
故障等により再使用できない端末については、小型家電リサイクル法を遵守し、適切な処分を行う。
データの削除については、処分事業者へ委託する。